

令和2年度

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

横浜市公立大学法人評価委員会

令和3年8月

# 目次

## 内容

はじめに .....	1
1 法人評価の概要 .....	2
2 令和2年度の業務実績の総括的評価 .....	4
3 令和2年度の業務実績の項目別評価 .....	6
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組 .....	6
1 教育に関する取組 .....	6
2 研究の推進に関する取組 .....	6
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組 .....	7
III 国際化に関する目標を達成するための取組 .....	7
IV 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組 .....	7
1 医療分野・医療提供等に関する取組 .....	7
2 医療人材の育成等に関する取組 .....	8
3 地域医療に関する目標を達成するための取組 .....	8
4 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組 .....	8
5 医療安全・病院運営に関する取組 .....	8
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組 .....	9
1 業務運営の改善に関する取組 .....	9
2 財務内容の改善に関する取組 .....	9
VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組 .....	10
4 参考 .....	11
5 令和2年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書	

## 令和2年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

### はじめに

公立大学法人横浜市立大学（以下「市大」という。）は、横浜というまちとともに歩み、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究など、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきた。

また、県内唯一の医学部を擁する公立大学として医療人材を輩出するとともに、今般の全世界規模でまん延した新型コロナウイルス感染症の対応については、重症患者と一般診療の両立を図り地域医療の「最後の砦」として、現場の最前線で最大限の対応を進めている。

一方で、少子高齢化の一層の加速による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応、大学等における修学の支援に関する法律の施行、大学入学者選抜改革、さらには感染症をめぐる社会情勢の変化など、市大を取り巻く環境は激しく変化している。

こうした厳しい状況にあって、市大は都市課題や市民生活に密着した課題の解決に取り組み、自らの強みや特色を更に伸ばし、それらが広く社会全体に認知され、厳しい社会情勢の中でも学生や研究者に選ばれる大学となることを目指すこと、また、今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応えるとともに、社会状況の変化に対応し大学としての存在価値を高めていくことを目指した第3期中期目標及び中期計画に沿って、教育・研究・医療の充実を図るための取組を進めている。

令和2年度は、第3期中期目標及び中期計画期間（平成29年度から令和4年度まで）の4年目となる。具体的な評価の視点としては、①第3期中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の進捗状況を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、市大の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと、②これまでの評価の中で指摘した事項について大学運営に的確に反映されているかなどを確認すること、③自主的・自律的な大学運営の実現を目指し、市大全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、必要に応じて計画の修正を求めること等を基本方針とし、この期間での継続的な取組・実施を念頭に置きつつ、令和2年度業務実績の評価を行った。

# 1 法人評価の概要

## <法人評価の概要>

公立大学法人横浜市立大学は法人化に伴い、市会の議決を経て市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自律的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」※という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けることになっている。

評価委員会は、中期目標期間並びに各事業年度における評価にあたって、中期計画や年度計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表する。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することになっている。

### ※横浜市公立大学法人評価委員会委員（任期:令和4年12月23日まで）

委員長	工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会会長・元文部科学審議官
委員	有賀 徹	独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
	今市 涼子	学校法人 日本女子大学 理事長
	大久保 千行	横浜商工会議所 副会頭
	河合 千尋	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士

（委員は50音順）

## <主な評価の方針>

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど当年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、地方独立行政法人法に基づき、中期目標等の期間5年目に「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」に関する評価を行うこと。

## <評価の流れ>

### (1) 令和2年度 業務実績報告書の提出及び公立大学法人の自己評価

公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(6分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(12項目)をまとめた「令和2年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」等の提出を受けた。

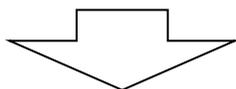
これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組67項目を対象に自己評価を行った。

#### 【自己評価】

S	A	B	C	合計
7	60	0	0	67

#### 【評価の基準】

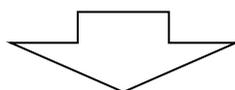
- S……年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
- A……年度計画を順調に達成している
- B……年度計画を十分には達成できていない
- C……年度計画をほとんど達成していない



## (2) 評価委員会による評価(詳細はP4以降を参照)

公立大学法人から提出のあった令和2年度業務実績報告書等に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価委員会として評価した項目	法人の 自己評価	評価委員会 による評価
<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>S</b>
1. 教育に関する取組	A	S
2. 研究の推進に関する取組	A	S
<b>II 地域貢献に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
<b>III 国際化に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
<b>IV 附属2病院(附属病院及び附属市民総合医療センター)に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
1. 医療分野・医療提供等に関する取組	A	S
2. 医療人材の育成等に関する取組	A	A
3. 地域医療に関する取組	A	A
4. 先進的医療・研究に関する取組	A	A
5. 医療安全・病院運営に関する取組	A	A
<b>V 法人の経営に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>A</b>
1. 業務運営の改善に関する取組	A	A
2. 財務内容の改善に関する取組	S	S
<b>VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組</b>	<b>A</b>	<b>A</b>



## (3) 法人評価結果(本報告書)の作成

- ・年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と、各取組の進捗状況を示す項目別評価に分けてまとめた。
- ・項目別評価において、法人から提出のあった業務実績報告書やヒアリング等を通じて取組状況を把握し、主な取組を記載するとともに、項目ごとの評価を示した。
- ・法人の取組に対する「特に評価できる点」と「留意点」を示した。

## 2 令和2年度の業務実績の全体的評価

令和2年度の業務実績に関する全体的な評価としては、第3期中期計画期間の4年目を迎え、第3期中期目標達成に向けて、教育、研究、附属病院運営等法人活動の多くの部分にわたり、理事長・学長の優れたリーダーシップのもと、さまざまな工夫、努力が重ねられ、全体としてほぼ順調に業務が実施されたと認められる。特に令和2年2月の新型コロナウイルス感染症の集団発生以降、年間を通じて感染の収束がみられない中、重症患者の受入れを行い、人材、設備、知見を活かして質の高い医療を提供し続けた一連の対応については敬意を表したい。

**教育面**では、学長をトップとした学内組織を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症に関する全学的な方針を迅速に決定する体制を整え、オンライン授業や対面でのハイブリッド授業等による切れ目のない学修環境を整備し、新型コロナウイルス感染症まん延の状況下における教育の質の向上を図る取組を進めたこと、また、経済的な理由で学生が学修を断念することがないよう、特別災害支援制度を創設し、学生に寄り添った取組が進められたことは評価できる。

**研究面**では、新型コロナウイルス感染症の抗体検出を用いたデータ解析研究により世界的な感染症対策へ大きく貢献するなど、国内において医学部とデータサイエンス学部を有する唯一の大学として横浜市立大学の名を全国に発信したことや、企業との共同研究による新型コロナウイルス抗原検査キットの実用化など、有する研究力を発揮した取組が進められたことは評価できる。

**地域貢献面**では、横浜市と連携しての虐待を受けた児童の生体鑑定への取組、政策課題アドバイザー型の教員地域貢献活動支援事業など積極的な取組は評価できる。

**国際化面**では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、渡航による国際交流が停止する中においても、オンラインを活用した海外学生と共修できる中短期プログラムの開講や国際ワークショップを開催するなど、新たな交流機会の創出に取り組んだことは評価できる。

**医療面**では、附属2病院において、特定機能病院や高度救命救急センターなどの役割を果たしつつ、新型コロナウイルス感染症の対応に抜群の成果を示しており、公立大学病院として、その人材、設備、知見を活かして、地域医療の最後の砦の役割を十分に発揮し、市内の医療体

制に貢献したことは高く評価する。

**経営面**では、両病院ともに新型コロナウイルス感染症まん延による状況下において入院・外来患者数は減少したものの、平均在院日数の縮減や、診療報酬加算取得等の努力により入院・外来単価が大幅に上昇したことや、大型研究費の獲得などにより、全セグメントで黒字決算となったことについて、困難な状況下にあっても精力的に経営努力に取り組んだ結果が表れたものであることは高く評価する。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、長期にわたる患者の命を守るための努力に心から敬意と謝意を示したい。附属2病院はもとより、横浜市立大学全体の組織間連携における協業の推進があつてこそのものであることと考える。

また、オンライン授業の環境整備や学生のサポートなど、これまで経験したことのない取組やそれに伴う負担が生じたと推察するが、有益なものは引き続き積極的に活用し、更なる業務効率化や利便性の向上につなげていくことが望まれる。

引き続き、役員・教職員一体となつて、より輝き続ける大学づくりに努力していただくとともに、今後の更なる飛躍を期待する。

### 3 令和2年度の業務実績の項目別評価

評価	令和2年度 項目別評価
S	年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している。
A	年度計画を順調に達成している。
B	年度計画を十分には達成できていない。
C	年度計画をほとんど達成していない。

#### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

##### 【2年度評価】 《評価：S》

年度計画を上回って達成したと認められる。

特に評価できる点（○）や留意点（●）は以下のとおり。

##### 1 教育に関する取組 《評価：S》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、学生の授業への影響が大きかった中、迅速に対応する仕組みを整えた。中でも、学長をトップとした「新型コロナウイルス感染症にかかる授業等方針策定会議」を立ち上げ迅速に対応する仕組みを整え、学生への端末の貸出をはじめ、Zoomの一括導入、プロジェクト設置など学修環境整備を行った。
- キャリア教育推進として、グローバル社会を見据えたコミュニケーションスキルや知識を修得することができるよう次年度から「キャリア形成実習（プレ・インターンシップ）」を新設し、学生が低学年から段階的に学修できるよう取組を進めた。
- アクティブラーニングの推進を図り、全授業科目でのアクティブラーニング導入率は、中期計画の目標値80%を上回る88.6%となった。
- 学術情報センターでは、オンライン授業に対応し自宅で学修・研究支援が受けられるよう、オンラインレファレンスなどの非来館型サービスを開始し、様々な利便性の向上を図った。
- みなとみらいサテライトキャンパスを活用し、オンライン授業を積極的に活用しながら、社会人を対象とした多様な学修機会を提供していることは評価する。
- 令和2年度から運用を開始した国の高等教育修学支援新制度については、ガイドラインに従って給付型奨学金、入学金・授業料免除のメニューを実施したほか、当該制度の申請要件から外れる一部の学生に対する「YCU給付型奨学金」、また経済的に困窮する学生に対する「特別災害支援制度」を構築するなど、経済的な理由で学修を断念することのないよう支援の取組を進めたことを評価する。
- Web出願システムの導入やオンラインオープンキャンパスの取組などにより、志願者総数は昨年度に比して増加したことは評価できるが、中期計画の指標達成に向けてさらに取り組む必要がある。少子高齢化社会の進展、大学間競争が活発化する中、意欲ある優秀な学生獲得に向け、さらに入試改革を推進されたい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との交流など実績が伸び悩んだプログラムもあるが、オンラインプログラムなどを取り入れ、学生が学修機会を失うことのないよう速やかに環境を整えた。今後は、多くの学生が参加できるよう多彩なプログラムを構築することを期待する。

##### 2 研究の推進に関する取組 《評価：S》

- 新型コロナウイルス感染症対策に関連する研究成果には著しいものがあつた。特に、抗原検査キットが販売されるに至ったこと等、研究の成果が社会実装の水準に至ったことについて特筆に値する。
- 主要学術誌等掲載論文数や科学研究費助成事業採択件数、共同・受託研究数等の実績は着実に伸びており、研究活動が活発に行われている。

## II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

### 【2年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- 臨床法医学センターでは、横浜市と連携し虐待を受けた児童の生体鑑定に取り組み、県内最大規模の対応実績となった。
- 新たに地域貢献センターへコーディネーター1名を配置し、教員紹介冊子を作成し市の各区局へ周知した結果、政策課題アドバイザー型の教員地域貢献活動支援事業として応募案件があり、一定の効果を着実にあげていることは評価できる。
- 市民公開講座「エクステンション講座」の実績は新型コロナウイルス感染症の影響により、実績は目標値を下回ったが、一方新たな試みとしてオンライン講座を取り入れ対面講座と並行運用した。今後は、成果を分析するなど効果検証を行い、物理的な制約のある受講者でも受講可能な講座の拡充を期待したい。

## III 国際化に関する目標を達成するための取組

### 【2年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- 渡航による国際交流が停止する中においても、オンラインを活用した海外学生と共修できる中短期プログラムの開講や国際ワークショップを開催するなど、新たな交流機会の創出に取り組んだ。大学院においては国費・JICA留学生の受け入れを継続し、新規渡日学生の受け入れを支援できたことは評価できる。
- 交換留学協定校は、欧米圏を中心に9大学で締結したほか、海外協定校は、電子媒体を用い新規に締結を取り交わした大学もあるなど、着実に取組を進め目標を達成できたことは評価できる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各種指標が伸びなかったことはやむをえないものと理解している。この影響は当分続くことが想定されるが、今年度の工夫を活かし、取組を着実に推進されたい。

## IV 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組

### 【2年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

#### 1 医療分野・医療提供等に関する取組 《評価：S》

- 新型コロナウイルス感染症対応では、通常の診療体制を継続しながら感染症患者を受け入れ、地域の医療提供体制の維持に努めるとともに災害拠点病院としての役割を果たした。パンデミックの当初は未知の病態であったがゆえに最前線の病院職員への負荷は空前ともいえるべき極めて大きなものがあった。このことについて、附属2病院は組織を挙げて対応し困難を克服した。このように地域における高度医療機関として大きな貢献を果たしたことは、大いに評価できる。
- 政策的医療の推進、高度医療の提供、地域の医療機関との連携強化という点で、着実に計画を実行し、大学病院として附属2病院の求められる役割を提供している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外来初診患者数は減少したが、退院患者をターゲットにした取組等により、センター病院において逆紹介率が前年度の68.5%から99.9%にまで大幅に向上した。

- Tele-ICU について、従来の3病院（附属病院、センター病院、脳卒中・神経脊椎センター）に加え市民病院等のシステムを拡張し、10月から附属病院の患者に対する診療支援を開始した。また、読影端末をみなとみらいサテライトオフィスに設置し拠点とすることで、業務の効率化、医師の働き方改革に寄与することができたことは評価できる。

## 2 医療人材の育成等に関する取組 《評価：A》

- 医療スタッフだけではなく、病院運営に関わる事務職員も含め、人材育成に向けた種々の取組を順調に進めている。
- 看護師の特定行為研修受講の推進や、医療事務作業補助者の安定的な体制の構築、外来診療補助に向けた業務拡大、女性医療スタッフの復職支援などの働きやすい職場環境の整備などの取組を着実に進めている。人材の育成と定着率の強化は将来的な運営基盤の根幹をなす重要な部分であり、今後も一層の工夫と環境整備に期待したい。
- 卒後2年の臨床研修医、専門医を目指す専攻医へのサポート、専門・認定看護師の育成、薬剤師のレジデント制度導入など各職種にとってキャリアパスの充実が図られている。
- 初期臨床研修医のマッチング率で100%を達成したことについて、さまざまな媒体を活用し情報に触れる機会を創出するなど工夫が図られている。

## 3 地域医療に関する目標を達成するための取組 《評価：A》

- 高齢化の進展とともに急性期から慢性期に至る連携の必要性がますます高まっている中で、そのことを具現化する様々な活動がなされている。また、新型コロナウイルス感染症患者の症状安定後における転院に関する地域連携も大きな成果と認められる。
- センター病院においては、医療従事者の負担軽減等の取組として、各種加算の取得に努め、DPC機能評価係数の向上により、結果として増収効果につながった。
- 附属病院では、新型コロナウイルス感染症対応により、高稼働と在院日数の短縮を両立するため、連携病院に対して空床状況の共有する仕組みを整備し効率的な運用を行った。
- 附属病院において、紹介率・逆紹介率についてはなお改善の余地がある。地域医療機関との役割分担をふまえ連携を図る取組を継続されたい。

## 4 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組 《評価：A》

- Y-NEXT 内に戦略相談準備担当の医師を配置するなどし、基礎研究から臨床応用に向けた橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ)推進に向け、産官学連携を支援した結果、4件の企業等との共同研究の契約締結に結びついた。
- 附属病院における臨床研究中核病院の申請について、昨年度申請が見送られたが、より難易度が上がった要件にも病院一丸となって実績を積み、承認に向けた申請を行うことができた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特定臨床研究の実施件数等の実績が伸びなかった。研究機能を有する大学病院としてのプレゼンス向上に大きく寄与するものであり、創意工夫しながら継続した取組を期待したい。

## 5 医療安全・病院運営に関する取組 《評価：A》

- 病院長をトップに病院の方針を職員に浸透させる取組や、黒字化プロジェクトを開催するなどし、病院長によるガバナンスの強化が推進された結果、収支改善に大きく貢献したことは高く評価できる。また、補助金等外部資金の確保、人件費比率では昨年度に引き続き50%を下回るなど、適切な病院運営がされている。今後も医療の質の向上と経営の効率化を期待する。
- 総合相談窓口におけるワンストップでの対応や、外国語通訳について受益者負担を導入し収益

を得る取組を進めたほか、新型コロナウイルス感染症まん延による状況下においても在日外国人が安心して受診できるよう Web サイトを充実させるなど、積極的な工夫がみられる。

- 2 病院間の病院情報システムの統合・共有化について、次年度から2 病院合同で検討を進める方針が決定したことについて、コスト低減や運用の標準化など大いに期待できる。
- スタッフ間の連携強化の工夫を図り、病床管理を一元化するなどし、効率的な病床の運用が図られた。また退院支援計画を推進することで、在院日数の適正化が図られたことは評価できる。
- 医療安全文化の醸成と体制の拡充は市大全体での不断の努力が不可欠であるが、現場レベルにおいても、チーム医療の視点に立ち、常日頃から関係するメンバーのコミュニケーションをしっかり図るなど、こうしたリスクを回避する取組を着実に進めていただきたい。

## V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

### 【2 年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

#### 1 業務運営の改善に関する取組 《評価：A》

- 新型コロナウイルス感染症対策として、大学としての対応の方針を決定するとともに、国・県が発出する要請内容に沿った学内制限レベルを決定するなど、迅速かつ適切な対応が図られたことについて、理事長・学長のリーダーシップを評価する。
- 学内の意思疎通の確保に努めつつ、業務運営の改善を進めるとともに、コンプライアンス強化、ハラスメント防止、研究不正防止、災害対策、職員の ICT スキルアップ等に積極的に取り組んでいる。
- 「横浜市立大学附属 2 病院・医学部等再整備構想案」及び令和 3 年 3 月に横浜市が取りまとめた「横浜市立大学附属 2 病院・医学部等再整備構想」に基づき、今後基本計画を策定していくことになるが、市民の命を救い健康を支える最後の砦として、大学病院の特長を十分活かした再整備となるよう、横浜市と市大が一層連携し対応をお願いしたい。
- 大学の認知度、ブランドイメージの向上を目指して取り組まれているが、目標として掲げた数値とはまだ差が生じている。更なる努力に期待したい。
- メール誤送信事案を受け、コンプライアンス研修・自主点検の実施や再発防止のポイントを市大内で共有するなど、ひとりひとりのコンプライアンス意識を高めるための再発防止策に取り組んでいる。今後もコンプライアンス意識の一層の強化・向上に市大全体で取り組んでいただきたい。

#### 2 財務内容の改善に関する取組 《評価：S》

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、両病院とも入院・外来患者数は減少したものの、診療報酬の加算取得や平均在院日数の縮減による入院・外来単価増に取り組み、医業収益が増益となるなど、全てのセグメントで黒字を達成したことは、これまで進めてきた自己収入の確保、業務改善、病院収支改善の取組の成果であり、高く評価できる。長期戦の様相を呈している新型コロナウイルス感染症対応では、関係機関からの必要な財源確保など、適切な法人運営を維持するための取組も着実に進めていただきたい。
- 外部からの資金調達については、ファンドレイザーの活用などの工夫により、昨年までの実績を大きく上回る成果となった。これら寄附金は、附属 2 病院の医療従事者や学生の感染症対策、学生への経済支援など、有意義に活用されたことは評価できる。

## VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組

### 【2年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を非常に多く受けたものの、的確な判断とリカバリーにより目標達成に向け積極的に取組を進めた。また大学機関別認証評価の受審の準備も進められている。第3期中期計画の後半期に入中、引き続き、理事長・学長のリーダーシップのもと、風通しのよい組織風土を醸成し、公立大学として市民目線に即した取組を期待する。

## 4 参考

### ◆ 横浜市公立大学法人評価委員会 開催状況(令和元年度以降)

- |       |                      |                        |
|-------|----------------------|------------------------|
| 1     | 第 79 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和元年 5 月 30 日開催)      |
| 2     | 第 80 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和元年 7 月 4 日開催)       |
| 3     | 第 81 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和元年 8 月 21 日開催)      |
| ----- |                      |                        |
| 4     | 第 82 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) |
| 5     | 第 83 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和 2 年 7 月 10 日開催)    |
| 6     | 第 84 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和 2 年 8 月 19 日開催)    |
| ----- |                      |                        |
| 7     | 第 85 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和 3 年 5 月 21 日開催)    |
| 8     | 第 86 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和 3 年 7 月 16 日開催)    |
| 9     | 第 87 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和 3 年 8 月 17 日開催)    |

### ◆ 横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市政策局大学調整課

### ◆ 地方独立行政法人法(抜粋)

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

以下(略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)
  - 3 (略)
  - 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
  - 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
  - 7 (略)